

山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る ガイド及びコンシェルジュ人材等スキルアップ促進事業 業務委託基本仕様書

1 事業名

山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係るガイド及びコンシェルジュ人材等スキルアップ促進事業（以下「本事業」という。）

2 事業目的

本事業は、やまがたインバウンド協議会（以下「インバ協」という。）が山形エリアにおける観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」（以下「高付加価値事業」という。）を推進するため、山形エリアの高付加価値旅行者（※）の受け入れに必要なガイド人材及びコンシェルジュ等宿泊人材のスキル向上を図ることを目的とする。

（※）訪日旅行1回当たりの着地消費額100万円以上／人のラグジュアリー層とし、主に欧米市場を想定している。

3 事業実施期間

契約締結日から令和8年2月20日（金）まで

4 事業上限金額

6,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務委託の内容

受注者は発注者が令和6年度に策定した「マスタープラン」を把握した上で、全ての業務を行うこと。

（1）スルーガイド招請及び勉強会の開催

① スルーガイド招請

山形エリアにおけるガイド等のガイドスキルについて評価検証を実施するため、全国的に活躍するスルーガイドを招請すること。招請行程は3泊4日程度とし、より効果が高まるような行程を提案すること。なお、招請中に被招請者との意見交換会を実施すること。

② ガイドスキルの向上に向けた勉強会の開催

山形エリアのガイドについて、ガイドスキルを向上させるため、①の招請終了後、改めて被招請者よりフィードバックを得るとともに、県内ガイド等を対象とした勉強会を開催すること。

③ アンケートの実施

①の被招請者及び参加者並びに②の参加者に対してアンケートを実施し集約を行うこと。アンケート結果について集計及び分析を実施すること。

（2）コンシェルジュ招請及び勉強会の開催

① コンシェルジュ招請

山形エリアにおける宿泊人材等のホスピタリティスキルについて評価検証を実施するため、全国的に活躍するコンシェルジュを招請すること。招請行程は3泊4日程度とし、より効果が高まるような行程を提案すること。なお、招請中に被招請者との意見交換会を実施すること。

② ホスピタリティスキルの向上に向けた勉強会の開催

山形エリアの宿泊人材等について、ホスピタリティスキルを向上させるため、①の招請終了後、改めて被招請者よりフィードバックを得るとともに、県内宿泊人材等を対象とした勉強会を開催すること。

③ アンケートの実施

①の被招請者及び参加者並びに②の参加者に対してアンケートを実施し集約を行うこと。アンケート結果について集計及び分析を実施すること。

(3) 工程管理

本業務全体（１）及び（２）の工程管理を発注者と協働で行うこと。これに伴い、月１～２回程度の定例打合せを実施し、企画の詳細および進捗状況の報告、課題の整理・対応を行うこと。

6 成果品の提出

本業務における成果物は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データにて提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) スルーガイド招請及びコンシェルジュ招請の実施報告書（アンケート集計及び分析結果含む）
- (3) スルーガイド勉強会及びコンシェルジュ勉強会の実施報告書（アンケート集計及び分析結果含む）
- (4) 経費精算書（証憑含む）

なお、各成果品の提出期限については下記のとおりとする。

- ・令和８年１月１６日（金）：（２）及び（３）
- ・令和８年２月２０日（金）：（１）及び（４）

7 その他

- (1) 本業務の内容の決定及び遂行にあたり、受注者は発注者と十分に協議・調整を行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項で事業実施にあたり必要とされる業務が発生した場合及び本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定する。
- (3) 社会情勢等の影響により実施が困難な内容が生じた場合、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定すること。
- (4) 本業務の再委託については、その業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合に限り、当該業務の一部について行うことができる。再委託先は次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ・ 受注者が業務の作業につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - ・ 再委託先者が山形県の入札参加業者適格者名簿における指名停止期間中でないこと。
- (5) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、個人情報への不正アクセス防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を

取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。

- (7) 本事業に係る経理は、他の事業と区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (8) この委託業務の成果品に係る著作権は、観光庁に帰属するものとする。また、受注者は、観光庁、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、当該著作権に関する著作権者人格権（著作権法第18条から第20条に定められる権利）を行使しないものとする。
- (9) 上記に関わる明示がない事項であっても社会通念上当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。